

第2章 都、区市町村等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関・薬局、事業者、都民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、都民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、本行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑

制など本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区市町村

平常時には、区市町村の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区市町村行動計画」という。）を策定し、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、特別区及び保健所設置市においては、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区市町村行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区市町村内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区市町村と相互に連携協力し、都民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は都民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区市町村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 都民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区市町村等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する都の実施体制

平常時には、全庁的な新型インフルエンザ等の対策会議を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても、直ちに都対策本部を設置することとされた。このため、都対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年東京都条例第29号）及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年東京都規則第23号）の制定により、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、都対策本部は、政府対策本部及び区市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区市町村対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、必要に応じて、「危機管理対策会議」を開催し、情報の共有をするとともに、関係局に対し必要な対策を講じるよう要請する。

(1) 都対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は知事をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部を構成する局の局長（警視庁にあっては副総監、東京消防庁にあっては次長）、危機管理監をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、知事が任命する。

イ 局及び地方隊

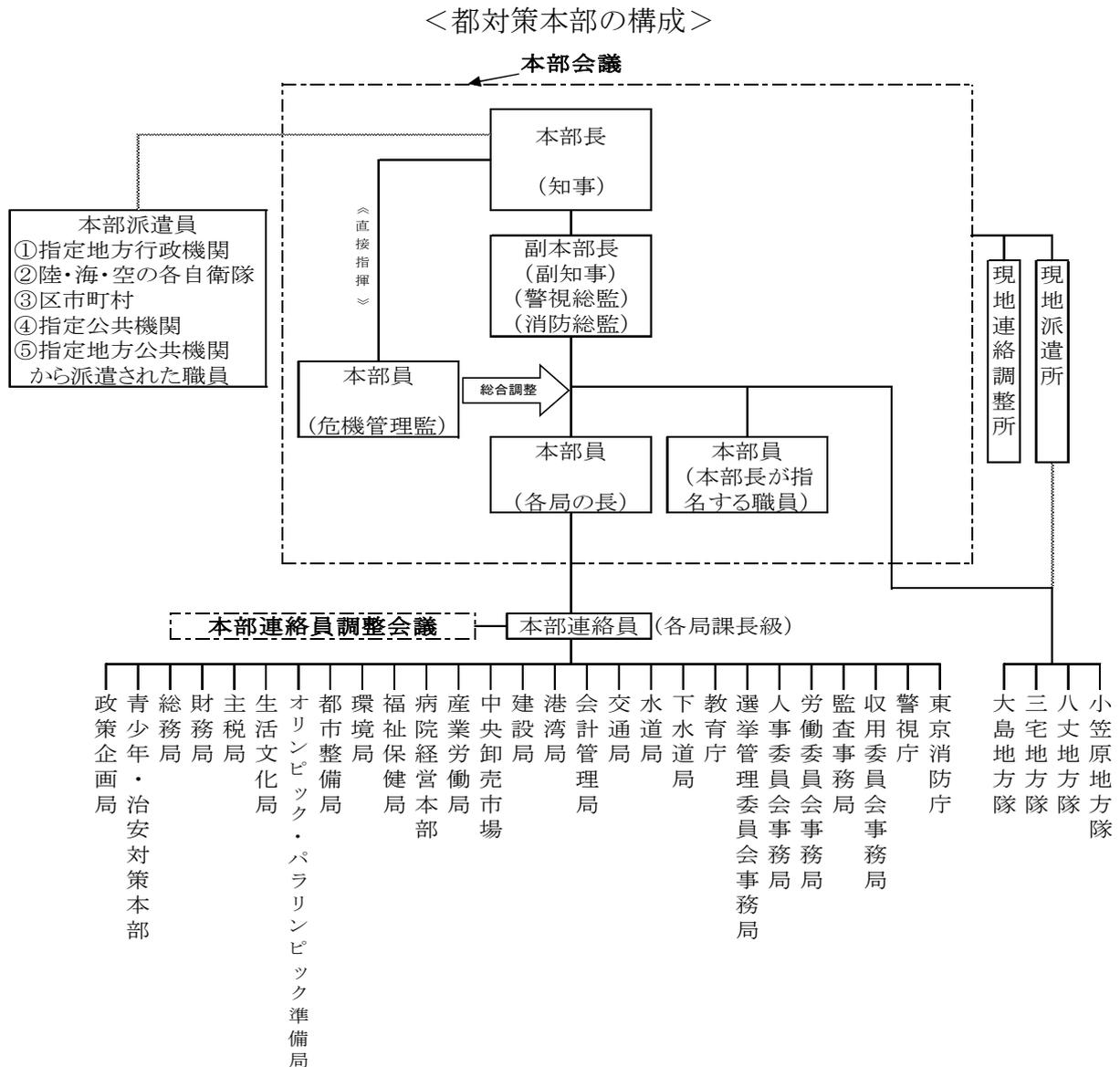
- ・ 本部に局を置く。
(分掌は、(2)都対策本部各局の分掌事務のとおり)
- ・ 本部に地方隊を置き、地方隊長は、大島支庁長、三宅支庁長、八丈支庁長及び小笠原支庁長をもって充てる。

ウ 都対策本部会議

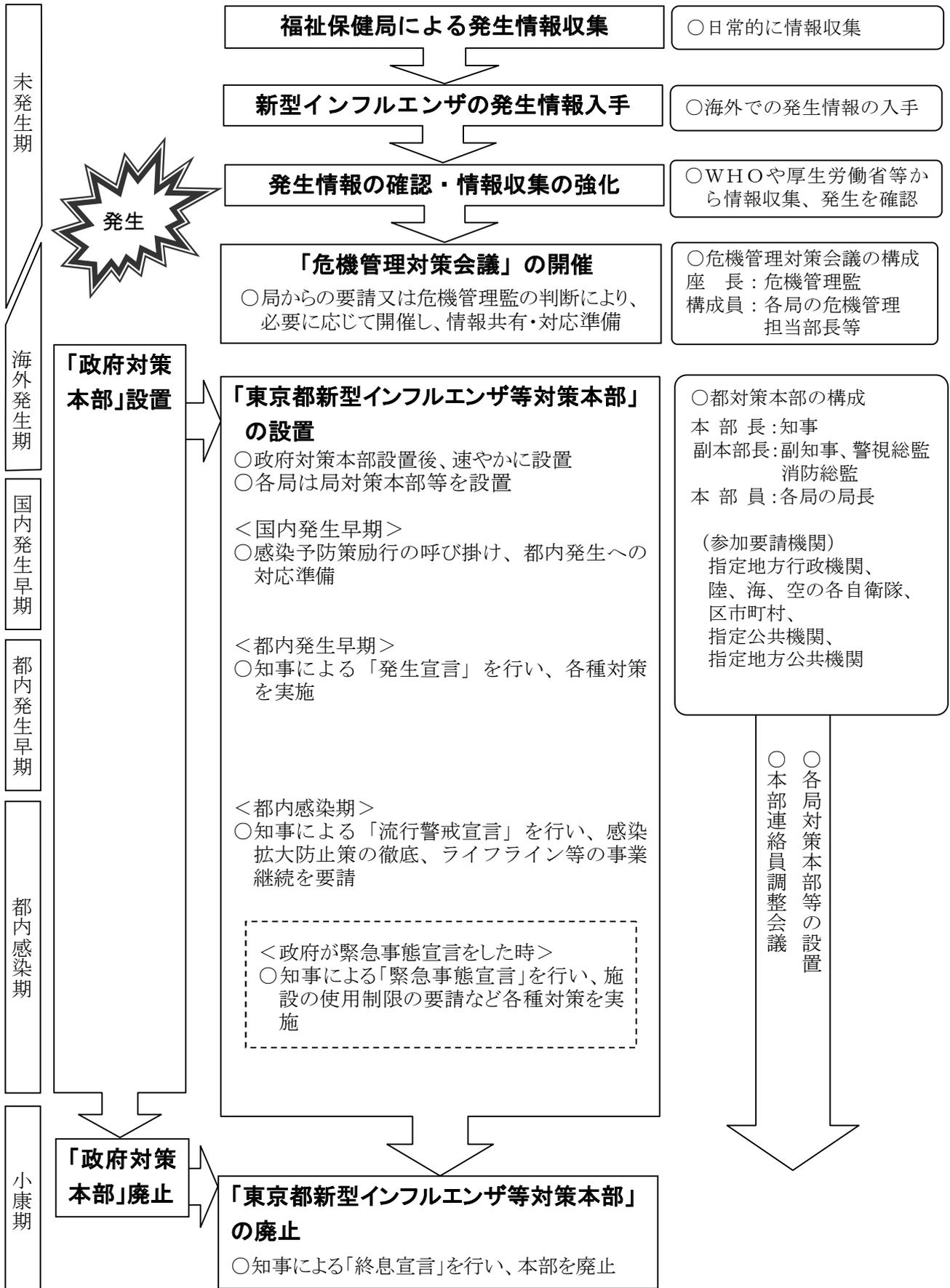
- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

エ 本部連絡員調整会議

- ・ 危機管理監は、必要があると認めたときに調整会議を招集する。



＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



(2) 都対策本部各局の分掌事務

局の名称	分 掌
政策企画局	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 2 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。 4 その他特命に関すること。
青少年・治安 対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都民生活の安全・安心に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関すること。 2 現地連絡調整所に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 国、区市町村等との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関すること。 5 情報等の収集及び提供に関すること。 6 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 7 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 8 本庁舎の入庁管理に関すること。 9 職員の感染予防等に関すること。 10 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 11 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関すること。 12 職員の動員及び給与に関すること。 13 基盤システムの維持に関すること。 14 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。 15 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 2 本庁舎の維持管理に関すること。 3 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 4 車両の調達に関すること。 5 野外収容施設の設営に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
主税局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都税の基幹業務システムの維持管理に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
生活文化局	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 4 海外渡航者等への情報提供に関すること。 5 私立学校の感染予防等に関すること。 6 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。 7 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

局の名称	分 掌
オリンピック・パラ リンピック準備局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
都市整備局	1 都営住宅等の維持管理に関する事。 2 都が施行する市街地整備事業等に係る工事の安全管理に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
環境局	1 資源の使用抑制に関する事。 2 ごみの排出抑制に関する事。 3 廃棄物埋立処分場の運営の維持に関する事。 4 野生鳥獣の監視に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
福祉保健局	1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関する事（保健医療分野に限る。）。 2 感染予防策の広報に関する事（保健医療分野に限る。）。 3 都民、医療機関等からの相談に関する事（保健医療分野に限る。）。 4 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告入院及び患者の移送等に関する事。 5 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関する事。 6 予防接種に係る連絡調整及び技術的助言に関する事（他の局に属するものを除く。）。 7 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関する事。 8 国、区市町村等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関する事。 9 社会福祉施設等における感染防止等に関する事。 10 高齢者及び障害者等の支援に関する事。 11 遺体の検案に関する事。 12 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関する事。 13 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。
病院経営本部	1 所管する病院の医療の確保に関する事。
産業労働局	1 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関する事。 2 中小企業、農林漁業団体等との対策に関する事。 3 家畜伝染病のまん延防止に関する事。 4 職業能力開発センター等の感染予防等に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
中央卸売市場	1 市場流通の確保に関する事。 2 市場内の感染予防及び衛生管理に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。

局の名称	分 掌
建設局	1 所管する火葬場の運営の維持に関する事。 2 道路、河川及び公園の維持管理に関する事。 3 水防活動の維持に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
港湾局	1 東京検疫所等との連携による水際対策に関する事。 2 都の管理する港及び空港等の維持管理に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
会計管理局	1 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関する事。 2 支払資金の把握及び確保に関する事。 3 東京都財務会計システムの維持に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
交通局	1 都営交通機能の維持に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
水道局	1 水道水の安定供給の維持に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
下水道局	1 下水道機能の維持に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
教育庁	1 都立学校の感染予防等に関する事。 2 区市町村教育委員会との連携に関する事。 3 教育課程の編成及び各種システムの維持に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
選挙管理委員会事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
人事委員会事務局	1 特に危険な作業を必要とする機械等の検査業務の維持に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
監査事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
労働委員会事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
収用委員会事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
警視庁	1 医療機関等の周辺の交通対策に関する事。 2 遺体の調査（検視）及びこれに必要な措置に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、治安に関する事。
東京消防庁	1 消火、救急、救助及びその他災害に係る活動の維持に関する事。 2 その他消防に関する事。